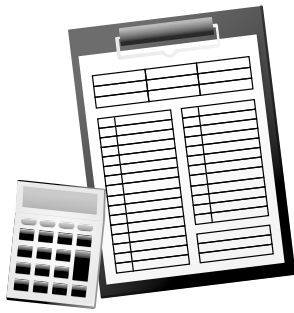


まもなく税の申告の時期です

税の申告準備はお早めに

▼「年末調整」の手続きをお忘れなく

会社員などの給与所得者にかかる年間の所得税額は、毎月源泉徴収された年間分の所得税額と必ずしも一致しません。そのため、年間の給与総額が確定する年末に、会社へ「給与所得者の扶養控除等の年の税額の過不足が調整されます。この「年末調整」をすることで、給与所得者は確定申告をする必要がなくなりますので、忘れずに「年末調整」を行いましょ。



事業主（給与支払者）の方へ
給与支払報告書の提出は平成29年1月末日までに

給与の支払者は、支払いを受ける人（給与所得者）の居住する市区町村に、一年間に支払った給与等の明細【給与支払報告書】を提出する義務があります。

この給与支払報告書は、住民税の課税や、諸証明発行の資料となりますので、全ての受給者（専従者・退職者・アルバイト等の少額受給者も含む）について作成し、必ず期限内に提出してください。
※給与支払報告書の用紙は、岐阜市役所税務課の窓口でも配布しております。

提出期限
平成29年1月31日（火）
提出先
給与所得者が平成29年1月1日現在に住居する市区町村

山梨県全域で特別徴収を厳格化しています！

「個人住民税の特別徴収」とは、事業主の皆さまが国税の所得税と同様に特別徴収義務者として、個人住民税を従業員に支払う給与から毎月徴収し、その従業員に代わって従業員の住所地の市区町村に納入いただく制度です。

※ご注意ください。

平成29年度（28年分）においても、総括表または給与支払報告書の適要欄に次のア～カの理由が記載されていない従業員につきましては、特別徴収となります。

- ア 総受給者が2名以下
 - イ 乙欄該当者
 - ウ 給与支払金額が少額
 - エ 給与の支払が不定期
 - オ 青色専従者
 - カ 退職者（退職予定）
- 問い合わせ**
税務課 市民税担当
(内線 153 ～ 155)

▼償却資産の申告が必要です

償却資産とは、会社や個人で事業をしている方が、事業のために用いる機械・器具・備品等の有形資産のことをいい、土地や家屋と同じように固定資産税が課税されます。
※資産の増減にかかわらず、必ず申告が必要です。

■対象となる資産

- ◇平成29年1月1日現在に所有している償却資産
- ◇構築物（広告塔・舗装路面・水槽・煙突など）
- ◇機械及び装置（製造設備等）
- ◇車両及び運搬具（フォークリフトなど）
- ◇自動車税、軽自動車税の課税対象物は除く
- ◇工具・器具・備品（事務機器・各種工具）

■太陽光発電設備も償却資産の対象です
会社や個人事業主の方が事業のために設置した場合は、発電容量や全量売電・余剰売電にかかわらず償却資産の申告が必要です。

また、個人の方でも、10キロワット以上の全量売電のものは、事業用の資産となり、償却資産の対象となりますので申告が必要です。ただし、10キロワット未満の太陽光発電や余剰売電のものは申告の必要はありません。

■申告期限

平成29年1月31日（火）

■申告先・問い合わせ

税務課 固定資産税担当
(内線 156 ～ 158)

太陽光発電の売電収入は申告が必要です！

自宅の屋根にソーラーパネルをつけ、昼間の電気を売り、夜間の安い電気を買うことで賢く節約されている方も多いと思います。

自宅の屋根などで発電して電気を売った場合は雑所得、またアパートの屋根などで発電して電気を売った場合は事業所得となり、収入・経費のわかるものを整理して申告する必要があります。

設置費用や補助金の額のほか、毎月の売った分、買った分両方の電気代の明細等も必要です。申告に備えて整理しておきましょう。

■問い合わせ

税務課 市民税担当
(内線 153 ～ 155)

登録・変更・廃車の手続きに関する問い合わせ先一覧

車両	手続き先	電話番号
普通自動車 バイク (250cc 超)	山梨陸運局 (山梨運輸支局)	050-5540-2039
軽自動車 バイク (125cc 超～250cc 以下)	軽自動車検査協会	050-3816-3121
原動機付自転車 (50cc 超～125cc 以下) 農耕車 (トラクター等)	韮崎市役所 (税務課)	0551-22-1111 (153/154/155)

自動車・バイク・農耕車をお持ちの方

▼登録・廃車手続きはお済みですか？

自動車税や軽自動車税は毎年4月1日に自動車等を所有する方に課税されます。次の項目に該当する場合には手続きをお願いします。

- ・所有者が亡くなった
- ・氏名や住所が変わった
- ・自動車を廃車した
- ・売買などで所有者が変わった
- ・改造して排気量が変わった



これらの手続きをおこたると、処分や譲渡した自動車等の納税通知書が届くこととなり、本来の所有者に納税通知書が届かないなど、トラブルの原因になります。この機会に済んでいるかご確認ください。

☆ご注意ください！
手続きをしないままバイク等を知人に貸した後、所在不明になる等のトラブルが見受けられます。標識(ナンバープレート)を譲渡したり貸し付けたりすることは禁止されています。安易に貸したりせず、必ず廃車・譲渡の手続きをしてください

■税に関する問い合わせ

(普通自動車)
総合県税事務所
0551-26214662
(軽自動車・原付・農耕車)
税務課 市民税担当
0551-2361555
(内線 153～155)

高額介護合算療養費の自己負担限度額 (年額)

所得区分		後期高齢者医療制度 + 介護保険
現役並み所得者 (3割)	同一世帯に住民税課税所得が145万円以上の後期高齢者医療制度の被保険者がいる方	67万円
一般 (1割)	現役並み所得者、低所得者以外の方	56万円
低所得者Ⅱ (1割)	世帯員全員が住民税非課税である方	31万円
低所得者Ⅰ (1割)	世帯員全員が住民税非課税で、各種収入等から必要経費・控除(公的年金の場合は80万円)を差し引いた所得の合計が0円となる世帯の方	19万円

対象者には通知します！必ず申請を

高額医療・高額介護

合算療養費制度のお知らせ

高額医療・高額介護合算療養費とは、医療と介護の両方のサービスを利用している世帯の負担を軽減するもので、同一世帯内の後期高齢者医療被保険者が、1年間に支払った医療費と介護サービス費の自己負担額の合計が、自己負担限度額を超えた場合、申請により限度額を超えた金額が支給される制度です。

※ただし、高額療養費または高額介護サービス費として支給された金額は、自己負担額から差し引いて計算します。また、同じ世帯でも加入している医療保険が違う場合は、後期高齢者医療の高額医療・高額介護合算療養費制度の対象にはなりません。

☆対象者には通知します

平成27年8月1日から平成28年7月31日の1年間について、高額医療・高額介護合算療養費の支給対象となる見込みの被保険者の方に、平成29年1月頃、山梨県後期高齢者医療広域連合より通知と申請書が郵送されます。

☆通知を確認し 必ず申請願います

お手元に届いた通知書に同封された申請書にご記入のうえ、平成28年7月31日に住民登録のあった市区町村へご提出ください。

※申請の効力は、通知がお手元に届いてから2年間です。

■支給は2か所から

【医療分】山梨県後期高齢者医療広域連合から支給されます。(申請から2～3ヶ月ほどかかります。)

【介護分】医療分支給(不支給)決定後、市役所介護保険課より支給されます。

■問い合わせ

市民課 国保医療担当
(内線 127～129・137)
介護保険課 介護保険担当
0551-2314313
山梨県後期高齢者医療広域連合
0551-23615671